

# 令和7年 第6回総務経済常任委員会会議録

令和7年7月10日 議員控室

## ○事 件

所管課報告事項

- (1) 鉛川レクリエーションセンター給湯ボイラー給水管の漏水状況及び損害賠償について（商工観光労政課）
- (2) 災害時連携協定の締結について（危機対策課）
- (3) 地域公共交通の路線変更等について（政策推進課）

## ○出席委員（5名）

副委員長	牧 野 仁 君	大久保 建 一 君
	倉 地 清 子 君	三 澤 公 雄 君
	宮 本 雅 晴 君	

## ○欠席委員（3名）

委員長	安 藤 辰 行 君	横 田 喜世志 君
	関 口 正 博 君	

## ○出席委員外議員（1名）

赤 井 睦 美 君

## ○出席説明員（8名）

商工観光労政課長	井 口 貴 光 君	商工観光係長	富 樫 佑 允 君
商工観光係主査	渡 辺 直 樹 君	危機対策課長	田 中 智 貴 君
防災係長	横 木 潤 也 君	政策推進課長	川 口 拓 也 君
参事	戸 田 淳 君	課長補佐	宮 下 洋 平 君

## ○出席事務局職員

事務局長	野 口 義 人 君	事務局次長	藤 原 悟 史 君
議事係長	千 代 貴 大 君		

◎ 開会・委員長挨拶

○副委員長（牧野 仁君） おはようございます。今日は委員長が私用のため欠席で、私副委員長牧野が進行を務めていきたいと思ひます。

また、横田さんと関口さんが欠席の旨の連絡をもらいましたので、これで定足数が揃いましたので、進行を進めたいと思ひます。

また、昨日は全道の町村議会研修会出席の方、ご苦労様でした。

◎ 報告事項

【商工観光労政課職員入室】

○副委員長（牧野 仁君） それでは、事件に入りたいと思ひます。

①鉛川レクレーションセンターの給油ボイラー給水管の漏水状況および損害賠償について、商工観光労政課説明をお願いいたします。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

鉛川レクレーションセンターの給湯ボイラー給水管の漏水状況および損害賠償についてご報告いたします。鉛川レクレーションセンターについては、老朽化が著しく進んでおり、特に給湯ボイラーの給水管の老朽化が激しく、令和6年2月に男子脱衣室床下の給水管の漏水が発生し、対応したところではありますが、このたび女子脱衣室床下の給水管の漏水が発生したことから、これらの対応と現状について、資料に沿って説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。1の漏水発生状況であります。鉛川レクレーションセンターについては、令和6年度と7年度において、老朽箇所の修繕が完了後に譲渡することで事務処理を進めているところであり、すでに入札によって修繕事業者を決定しております。

設備修繕の受注業者が6月17日に現場確認を行った際、給湯ボイラーの燃焼頻度が高いことを確認したことから、漏水の可能性があるとのもので、給湯タンクまでの間の配管の漏水を調査していただいた結果、女子脱衣室床下の配管において、3カ所の漏水が発生していることを発見し、町に報告があったものでありますが、漏水発生時期は不明という状況にございました。

この施設は配管の老朽化が激しく進んでいることから、漏水箇所を特定して、応急処置を行っても水圧によって他のもろい箇所から漏水する可能性が非常に高い状況にございます。

資料2とモニターに漏水の状況を示しておりますので、ご確認をお願いします。断熱パイプカバーで覆っておりますけれども、漏水がしている音を頼りにカバーを撤去しましたら、3カ所から漏水が発生しているのが判明いたしました。

写真で確認できるように、漏水の勢いが強いのが分かると思ひます。床下の出入り口から覗き込んで確認して、簡単に発見できればよかったですのですが、断熱カバーで覆われているということから、設備業者でなければ漏水を発見することができなかつたというのが現状でございます。

老朽化が激しく進んでいることは、町では認識しておりましたが、発見するタイミングを逃したことに對しましては、大変申し訳なく思っております。

資料1に戻っていただきまして、2の対応であります。(1) 業者に応急処置を依頼し、6月18日に3カ所からの漏水は一時的に改善しておりますが、25日に改めて漏水の有無を確認したところ、新たに漏水が発生していることが判明したところであります。

この箇所については、30日に漏水箇所を特定し、緊急修繕を行いました。さらに違う箇所でもまた新たな漏水が発生している状況にあります。この箇所については、スペースが狭く、他の配管があるため体が入り込めない場所にあるということから、その配管を一時的に撤去する必要があります。短期間になりますけれども、給水を止めなければ緊急修繕ができないため、業者と日程調整し、今月の15日に日帰り入浴を14時まで中止していただき、修繕する予定であります。

なお、25日に判明した新たな漏水箇所については、資料2とモニターに示しておりますので、ご確認をお願いいたします。

(2) 10月に予定している、ここの配管の抜本的な修繕を先行して実施することが可能かどうかについて、修繕の受注業者と協議を行いました。抜本的修繕は休業しなければ行うことができないとの協議結果でありましたので、休業により修繕を開始する10月26日までの間は月に数回の漏水確認を行うこととし、漏水が認められた場合は、緊急修繕を繰り返す方法によって、対応していくこととしたところであります。

(3) 漏水の影響により、ボイラー燃焼頻度が高まり、灯油消費量が増加した分については、令和6年の時と同様に損害賠償で対応するものであります。

次に3の損害賠償額の算定方法であります。(1) コロナの影響を受けていない平成30年から平成31年の灯油消費量を基準とし、各月の灯油消費量の伸び率を算出し、平常時の灯油消費量がどのように推移しているかを数値化いたします。

(2) 令和6年3月から令和7年6月までの各月の灯油消費量の推移から、漏水が発生した月を推定いたします。令和6年3月からとした理由ですが、2月に漏水が判明し緊急修繕を行っておりますので、修繕後の令和6年3月からを、漏水発生月の調査対象とするものであります。

(3) 漏水の影響がなかったと推定する月の灯油消費量を基準とし、漏水の影響があると推定する月に(1)で求めた伸び率を乗じて、漏水の影響を受けていなかったと仮定した灯油消費量を算出いたします。

(4) 漏水が発生したと推定した月以降について仮定した灯油消費量と実際の灯油消費量を比較し、増となった分を賠償対象とするものであります。

次に、ただいまご説明した算定方法で算出したものが2ページ。4の損害賠償額の算定になります。(1)の表はコロナの影響を受けていない平成30年から平成31年の灯油消費量を基準とし、各月の灯油消費量の伸び率を算出し、平常時の灯油消費量がどのように推移しているかを数値化したものであります。

(2)の表は、令和6年3月から令和7年6月までの灯油消費量と、平成30年から平成31年までの同月を比較した表になります。このデータを用いて、漏水が発生したと考えられる月を推定するものであります。

(3)は漏水が発生した月の推定になります。①令和6年3月から令和7年2月までの間の各月の灯油消費量についてですが、平成30年から平成31年の各月との比較、上限が比較した灯油消費量。下段がその増減率になりますけれども、これを見ると各月に増減の動きがあるというのが分かります。

それで、漏水が発生している場合は灯油消費量の増加率が非常に高くなるというふうに考えられますが、減となっている月もあるという状況からみて、40%台までの増加は、給油のタイミングや入浴客の増によるものと推定するのが妥当であると判断するところであります。

②として、このことから令和6年3月から令和7年2月までは、漏水が発生していないものと推定するもので、③として令和7年3月以降の灯油消費量と増加率が特異であることから、漏水の発生は令和7年3月からであると推定するものであります。

(4)家庭灯油消費量であります。これは漏水がなかった令和7年2月の灯油消費量を基準に、平常時の伸び率を乗じて漏水の影響を受けていなかったと仮定した灯油消費量を算出しております。

(5)6月末現在の損害賠償額として、実際の消費量と(4)で算出した家庭消費量を比較し、増となった分を賠償対象として、3月から6月までの賠償額を算出しております。損害賠償額は6月末現在で、合計44万5,621円であります。

(6)損害賠償額及び予算補正についてですが、配管の老朽化が進んでいることから、漏水を派遣しましたら、緊急修繕を繰り返してまいります。もろい箇所が漏水を繰り返すことによって、灯油消費量が増えて損害賠償額が増となることも想定する必要があると考えております。

このような状況から、様子を見る期間が必要であると考えているところであり、損害賠償額の確定および予算補正の時期を第3回定例会を予定するものであります。

なお、損害賠償については額に変更がございましたら、その都度常任委員会にご報告させていただきますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

○副委員長(牧野 仁君) ただいまご説明がありました、給水管の漏水状況および損害賠償について説明が終わりました。これについて、どなたかご質問等ございませんでしょうか。

○委員(三澤公雄君) はい。

○副委員長(牧野 仁君) 三澤委員。

○委員(三澤公雄君) 詳細な検討結果を聞かせていただきましたけど、資料1の(3)の②上記のことから6年3月から令和7年2月までは、漏水が発生していないものと推定すると書かれてますけれども、2月にした根拠って何だろう。3月までは大丈夫っていう考え方もあるのかなと。先ほど40%っていう1つの指標を示しましたが、4月以降は100%超えの増でしょう。それから見たら、1月違いなんだけど、3月までは大丈夫という考え方もあるのかなと思うんだけど。そこのところもちょっと説明をお願いします。

○商工観光労政課長(井口貴光君) 委員長。

○副委員長(牧野 仁君) 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長(井口貴光君) 資料1の2ページの(2)の表になりますけれども、まず3月からというふうな状況を妥当と判断した経緯ですけれども、令和6年3月からず

っと各月の増減率、それから灯油の消費量を見ていきますと、3月から非常に凸凹した動きがしている。

3月、4月はマイナスで推移していますけれども、5月はプラスでさらに6月は一気に65.7%までマイナスがあると。その翌月7月は44%のプラスということで、こういった凸凹があるという状況で、先ほどもご説明させてもらった通り、灯油の給油タイミングであったり、入浴客の増加によるものだろうというふうに見てございますけれども、こういった動きがある中で令和7年になってからの増加率を見ますと、26.6、30.6という増加率。

そして3月に50%超えの増加率になっているという動き、ここに注目したわけでありませけれども、40%台までというのが6年、7年の動きからして増に関しては40%台までは、先ほど言ったように入浴客等の増加によるものと見るのが妥当じゃないかということで、担当課としては判断させていただいたと。

これが50%を超えて、さらに4月になると100%超えということになりますので、漏水は一気に3カ所が漏水したというふうにするのが根拠がないのかなというふうに思いまして、それであれば、その3カ所がまず1箇所あるいは2カ所目が漏水し始めて、そして4月になったら漏水の勢いが上がって、5月が一気に3カ所いったのかなと、こういう動きを推定したということです。

確かに三澤委員おっしゃる通り、4月からみてもよろしいんじゃないかという、確かにそういう見方もありますけれども、これまでの増減率の上限等を見ながら判断をさせていただいた結果、50%越えはここから漏水がし始めたであろうというのが妥当だということで、判断をさせていただいたという状況でございます。

これについては、はっきりこの時期からというのが全く読めないものですから、あくまでもこういったデータをもとに推定するしかないのかなと。そのデータの推定の仕方もいろいろあると思うんですが、もっと言ったら4月からというものに対して、本当は1月からじゃないのかという見方もあるんですけども、私たちの方では増減率でもって判断をさせていただいたと。

要は1,987リットルを1月から使ってますけれども、ここで急に400リットルも増えているわけで、本来であればここかもしれないという見方もあるわけですが、量ではなくて増減率に着目させていただきたいと、そういう状況でございます。

○委員（三澤公雄君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 三澤委員。

○委員（三澤公雄君） なるほど。答えがない中での推定だからね。令和6年の数字見ても、プラスでは40%台がそれ以上のものがないから、それを超えるものは漏水だろうというそういう見方もあるけど、税金支出なんでもなるべく節約することを考えれば、令和6年6月にマイナスだけでも65%の減があるよね。

それであるならば、その反対のプラスの50%のやつも季節変動、時期変動の枠に収めて、4月から判断したっていう理由付けも誰も否定できないものかなと。その答えの支えているものは、税金の節約っていう風になると、僕らもなるほどねって聞きやすいのかなと思ったんで。そういう根拠のないことだけでもね、4月からっていうことにすれば若干でも支出の金額は減るのかなと思ったんで、お話ししたまでです。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ありがとうございます。それで、令和6年3月からマイナスマイナス、資産が4月がマイナス続いて5月プラス。それで6月に大きなマイナスになっている経緯とか理由なんですけれども、実は議会でも議論をしていただきましたけれども、全面改修すると。令和6年から工事をスタートさせるっていう計画で、ずっと議会の方にご報告させていただきましたけれども、それを見越して宿泊客をストップしていた。

要は予約を取らなかったという事実がございまして、それが確か令和6年2月か3月だったと思いますけれど、その計画が執行できない状況になってしまったと。その段階ですぐさま事業者はその旨を伝えて予約を開始していただきましたけれども、その時期がギリギリだったので予約客が回復しなかったというのも1つあります。

ここの部分についてはいろいろありましたけれども、事業者の方に理解をしていただきながら、令和6年度新年度スタートさせたとこういう状況にありますので、そういった部分からすれば、三澤委員のおっしゃるお話も十分理解できる場所なんですけど、マイナスよりもプラスの増加率に着目させていただいたという状況にございますので、ご理解をお願いいたします。

○委員（三澤公雄君） わかりました。

○副委員長（牧野 仁君） よろしいですか。

○委員（三澤公雄君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） あと他にございませんか。

○委員（大久保建一君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 大久保委員。

○委員（大久保建一君） 損害賠償とかの額だとか、査定方法については別に異論はないんですけど、一般論っていうか、ここに限らず、指定管理者っていうのは、町の施設をお預かりして運営してお金をいただくわけですよね。その指定管理者っていうのは、その設備を預かって業務を行う際の点検の義務とかはないんですか、普段から。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） まず指定管理者の部分についてはですけども、指定管理を結ぶ場合は協定書という内容でもって、両者取り決めをしますけれども、その協定書の中には、そういった施設の維持管理の部分については謳われておりますので、指定管理ということであれば、施設が安全に維持できるような管理を行っていただくというのが原則でございます。

それで、ここの施設に関しては、指定管理ではなくて賃貸借契約でもって、使っているという状況にありますけれども、賃貸借契約の中の決めごとでも町としての責務と借り主としての責務を謳っておりますので、その部分については、私どもも不定期ではありますけれども、施設の方に伺ってこういった状況も確認しながらやってきており

ますので、その部分については、私どもと施設の借主が共にできる範囲で維持の管理に確認をしてきているという状況でございます。

○委員（大久保健一君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 今回賃貸借契約については、日常的な点検義務は借主の方にはなかったってことなんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 前回の漏水は、6年2月の漏水があったときにご報告させてもらいましたけれども、それ以降の漏水の確認については、契約には漏水の部分をも具体的には謳ってませんけれども、その段階で私ども毎月確認をしてほしいということをお伝えしています。

それで、どうしても資料のほうにも書かせてもらいましたけれども、素人なものですから、床下に潜る点検口を開けてその中まで入って全面的に見るっていうのは、どうしても技術的にできないものですから、点検口から懐中電灯を用いて覗き込んで、照らしてみるという作業を毎月お願いしていただいたというのが1つあります。

私どもも不定期ですけども、施設に伺った際は、営業時間内であれば、その蓋を開けて、私どもも一応見させてもらっています。見させてもらってますけども、何分専門的な技術、知識がないという部分でなかなかそういった視点で発見できなかった。

今回もそうですけれども、断熱スチールで覆われているという状況で、今回発見していただいた業者さんには、漏水の音を頼りに下に潜っていただいて、場所を特定していただいたというのが現状であります。

おそらく今後も目視だけではなくて、そういった漏水の音を辿るだとか、そういった部分が聞こえるようであれば事業者さんをお願いして特定してもらったり、あるいは毎月の灯油消費量を納品書なんかを提供していただいて漏水しているかどうか、消費量が上がっていないかどうかという部分も確認していきたいなと思っております。

今回については、なかなか素人の目では発見できなかったというのが現状であります。

○委員（大久保健一君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 今回のことは施設自体もかなり老朽化しているものだし、今建物自体は進む話だからいいんだけど、役場と指定管理業者の関係だとか、損害賠償の関係だとかってというのは、お互いやっぱ何か起きたら過失割合とか云々とかって話になると思うんですね。

だから、こちらはこちらで管理しなきゃ。何か壊れたときには、それを修繕しなきゃならない義務もあるだろうし。ただ日常的に運用する側にも、やっぱり点検義務っていうのは必ず発生すると思うので、そこら辺はこの部分だけじゃなくてこういうのを教訓にいろいろ考えておいてほしいなと思うんですけど。

例えば、もう一方の温泉施設にしてもそうですし、これから例えば熊石活性化のすまいるだとか、ああいうところだって結局何かの設備が壊れたって、結局指定管理者が毎日の点検を行わなかったために壊れる場合もあるでしょうし。

だからそこらへんというのは、ある程度細かく規定いっていか、考え方を決めておかないと。これについては、たまたま少額で済んだからよかったかなと思うんですけど、そこらへんはどうなのでしょう。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 指定管理の部分については、八雲町全体の考え方になると思うんですけども、私が総務課にいた時に、指定管理の条例をその課で作ったという経緯もあったものですから、その協定書の中には、例えば修繕が発生したときに、甲乙協議をして定める、どちらが負担するか協議しましょうと、そういった内容。

そして、その協定書じゃないところで、またさらにその額が例えば何十万円以下であれば、指定管理者が負担します。何十万円以上であれば、施設の所有者が負担しますとかっていう定め方をしている場合もありますので、そういった部分については、ただいま大久保委員がおっしゃったことについては、条例を管理している総務課のほうにお伝えしたいと思います。

○委員（大久保健一君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 今回たまたま大規模修繕の業者が入ってるから、7年3月から壊れた部分が発見できたんだよね。多分大規模回収収入らないでってなると、1年ぐらいわからなかったとか、2年ぐらいわからなかったとかってなるような気がするんだよね。

だから、そういうのについても、割とどうしても役場ってさ、民間業者に対して責任を問えない立場にあるっていかさ、問いづらい立場にあるから、そこら辺はある程度そういうものの発見が遅れた場合は、何ヶ月前までしか訴求できないとかさ、そういうのをある程度予防線を張っておかないと、これから大変なこと、いろんなものが老朽化していけば出てくるのかなと思うんで。

それで、前に他の課とかにも指摘してんだけど、今八雲町役場って各科の連携って弱いと思うんだ。だから、そこらへんはちゃんと課長が言ってくれたんでいいんだけど、連携していただきたいと思います。

○副委員長（牧野 仁君） いいですか。

○委員（大久保健一君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） あとございせんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 細かなことをお聞きしたいんですけど、6月17日に現場を見て18日に修繕をして、そこからまた水圧で箇所が増えてきていて、それも音を聞きながらやってくるっていう話でしたけど、結果的に今何カ所ぐらいになってるんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） まず、令和6年2月に男子の漏水がまず1カ所目です。それで今回6月17日に発見したのが3カ所。そして、それを直した後に6月25日に漏水の有無を確認したのは1カ所。

そして、それを直しましたら、またさらに体が入り込んでいけない場所に多分1カ所だと思うんですけども、こうすると全部で6カ所にまでなっています。ですので、直すとパイプの中の水圧が元に戻って、違うもろい場所から出るってということだというふうに思っています。

ただ、それがパイプを露出しているのであれば、出るとすぐ分かるんですけども、どうしても断熱スチールで覆って断熱しているということであれば、それを出た段階ですぐ発見できない。音だとか、そういったもので探り当てるしかないのかなど。なので、現状としては今6カ所目ということになると思います。

○委員（倉地清子君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） わかりました。今6月末現在の損害賠償額っていうので算定された額が上がってますけど、これは灯油の量ですけど、これを何回も重ねていくと修繕の箇所が増えるし、労力的なものっていうのもそこで発生していくんだなと思うんですけど、今後また増えていく可能性があるという話もされてますけど、これは損害賠償額だから、業者さんに対する金額が増加していくっていう可能性ってありますか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） これまでも修繕をお願いしてきてますけども、だいたい1カ所の修繕が3万円ぐらいかかるんです。応急処置ですから、●●をぐるぐる巻く作業なんですけども、そういった部分を重ねると1カ所当たり3万円ですから、6カ所あるとすれば18万円という状況になっていくと。

ただ漏水の状況によっては、今回ご説明した最後のほうに体が入り込めない場所にあるということであれば、一旦入り込むために必要なパイプを切断して、体をが入り込んでその修繕をして、また切断したパイプを元に戻すという作業になりますので、こういった作業工程が増えれば、金額は上がってくるだろうというふうに思っています。

○委員（倉地清子君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） まさに7月14日にそれを行う話をされてたから、それはまた今後金額がまだわからないってということですね。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今7月15日に予定している今の修繕の見積もりを今手元にないんですけども、記憶でちょっとお話しさせてもらいますけれども、7万から8万円ぐらいの見積もりをいただいていますので、そこについては本来はすぐできればよかったんですけども、日帰り入浴を休ませる調整と修繕を対応していただく事業者さんの他

の仕事の調整もありますので、7月15日まで伸びちゃうんですが、そういう対応でしていきたいと思ってます。

ですので、今現在も漏水をしている状況が続いているということであれば、灯油を給油した時の納品書を確認して、これが大幅に増えているのであれば、もしかしたら損害賠償額も7月発生する可能性があるのかなというふうに思ってます。

極力私たちも、漏水をすぐ発見できるように私たちも努力しますし、事業者さんにもその旨を伝えておりますので、損害賠償額といえども税金ですので、そこが大幅に増えないように努力をしていきたいなと思っています。

○副委員長（牧野 仁君） よろしいですか。

○委員（倉地清子君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） あと他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○副委員長（牧野 仁君） 私がちょっと聞きたいんですけども、消費量の灯油についてなんですけど、現場の給湯器と暖房用の別々に分かれたホームタンクが付いてると思うんですけど、給湯ボイラー専用のホームタンクとか、容量というのはどのぐらいの容量なんでしょう。タンク2つ付いてる（聞き取り不能）。

今わからなければ後でもいいし。なぜそういう質問をするかというところ。

○委員（三澤公雄君） 聞きたい。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ちょっと時間いただいていいですか。

○委員（三澤公雄君） いやいや、なぜそういう質問をするかを聞きたい。興味あるから。

○副委員長（牧野 仁君） この31年の1年間を通して一番消費量が多いのが12月で2,000リットルなんですけど、1日66リットル油燃料たくんだわ。それで、タイミングによって前後するんだけど、給油の仕方に。一回に500リットル、600リットル入ると要するにゼロさ。毎月例えばさ、1日に入れるとか、月末に出るとかそういうルールはないの、多分。

○委員（大久保建一君） 給油のタイミングってこと。

○委員（三澤公雄君） 定期配送のね。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長。

○副委員長（牧野 仁君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） まず、ボイラーで温めたお湯を施設内に取り込んで給湯施設にお湯を溜めるんですけども、そのお湯を溜める給湯ボイラーの設備が1トンで1,000リットルで対応しております。

そして、灯油を入れるタイミングですけども、これまでも納品書をいただいて確認してはいますが、だいたい月に2回から3回、多ければ4回っていう状況もありますけれども、だいたい3回ですね。

○副委員長（牧野 仁君） わかりました。了解です。

あと、ございませんか。

（「なし」という声あり）

○副委員長（牧野 仁君） じゃあ、これで終わりたいと思います。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 最後にいいですか。すみません。

先ほども説明させていただきましたけれども、この漏水の状況については、完全に漏水を止めるということは、老朽化の状況から見て不可能なのかなと思っておりますので、10月の本格修繕入るまでに動きがあれば毎月常任委員会開催されておりますので、報告をさせていただきますいたしたいなと思っています。よろしくお願いたします。

○委員（大久保建一君） これ床下っていう写真で見ればどういう状況なの。土なの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 土です。

○委員（大久保建一君） 土なの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） すごいもわっとして入れないんですよ。

○委員（三澤公雄君） だって、漏水が全部。

○委員（大久保建一君） ぐちゃぐちゃでしょ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ぐちゃぐちゃですね。今のボイラーの普通のお湯も走ってますし、温泉の管とかも走ってるので臭いがすごいんですよ。硫黄の臭い。

○委員（大久保建一君） だけど古い管だからさあ、止めたら水圧高くなるから、また違う。

（何か言う声あり）

○委員（大久保建一君） 全部ぐるぐる巻きにしてもらったほうがいいんでねえ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 非常に担当課としては、切ないんですよ。

○委員（三澤公雄君） コーナーとかの接合箇所だからね。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 一番弱いところは、接続箇所から弱くなってきてるんですけど、今大久保委員も言ってたんですけど、もしかしたらそこからまた止めればどっか弱くなっている。

○委員（大久保建一君） あらゆるところ腐ってるんだからさ、水圧下げればどこからでももってくるんですよ。

○委員（倉地清子君） トムとジェリーみたいだ。

○副委員長（牧野 仁君） まだまだ広がっていく。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 見事な勢いで出てくるんですよ。写真見れば。

○副委員長（牧野 仁君） 圧かかっているから。

○委員（大久保建一君） 漫画みてえだな。

○商工観光労政課長（井口貴光君） よろしくお願いたします。

○委員（大久保建一君） ここに入っていく業者も大変だよな。

○委員（三澤公雄君） だよな。

#### 【商工観光労政課職員退室】

#### 【危機対策課職員入室】

○副委員長（牧野 仁君） それでは、2番の災害時の連携協定の締結について、危機対策課の説明をお願いします。

○危機対策課長（田中智貴君） 委員長、危機対策課長。

○副委員長（牧野 仁君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） おはようございます。危機対策課から災害時の連携協定の締結について、ご報告の方をさせていただきます。係の方より説明します。よろしくお願ひします。

○防災係長（横木潤也君） 委員長、防災係長。

○副委員長（牧野 仁君） 防災係長。

○防災係長（横木潤也君） 危機対策課より災害時連携協定の締結につきまして、お手元の資料およびスクリーンの写真資料で基づいて要旨をご報告いたします。

（１）森町との北海道駒ヶ岳噴火災害における広域避難に関する協定でございますが、北海道駒ヶ岳の大噴火などによりまして、火山災害時に八雲町などで森町住民を受け入れする連携協定でございます。森町からいただいた資料をスクリーンに投影しておりますが、北海道駒ヶ岳噴火に関して特に注意が必要な火山災害と言われているのが、噴石の飛散、火砕流、火山泥流、岩雪雪崩の４つと言われております。スクリーンに北海道噴火湾周辺の地図も出ておりますが、風向きによりまして、森町蛸谷町付近まで火山灰ですとか、軽石が１メートル以上積もる可能性があると言われておまして、函館市から噴火湾沿岸の自治体、室蘭市、登別市付近まで、火山灰などが 10 センチ以上積もる可能性があると言われております。

このような大噴火の発生や切迫した事象がある際に、森町の地域住民を広域避難させる際に、八雲町が二次避難先として受け入れしたいと勘案しております。森町の住民のおおむね千百人の避難を想定しておりますが、八雲町内の指定避難所での受け入れを進めるところで、森町との協議を進めております。

また、このような連携協定も含めて、森町職員と防災などに関する情報交換が図られるものと考えておまして、森町と引き続き、相互連携のもと防災の取り組みを展開してまいりたいと考えております。

（２）落部漁協との物資供給、海上輸送および一時滞在施設の提供等に関する協定でございます。先般、落部漁協の新事務所が建設されておりますが、落部漁協側からもお声がけをいただきまして、ならびに昨年度、津波避難計画の改定をこの委員会に報告させていただいた際に、落部地域の二次避難先のさらなる確保といった意見もありましたことから、そういった意見を具現化することを推進させていただくことを勘案しております。

協定の内容としましては、落部漁協購買部にある飲料、食料のほか、生活用品といった物資の供給ですとか、漁船などを活用した海上輸送、海上捜索および二次避難を想定した一時滞在施設の提供に努める旨を協定書内で謳っております。

落部地域内では、津波災害時に高速道路の橋脚付近まで津波浸水が想定されておりますので、津波災害時の多くは屋外での避難場所を想定されております。二次避難先の屋内の施設を確保してまいりたいと考えておりますので、落部漁協施設に被災がなければ、二次避難先としての選択肢も勘案しております。

津波災害に限らず、落部川の氾濫など災害時に、落部漁協の施設の有用性などを鑑み、八雲町としましても今ある資源を最大限活用して、地域と協力の防災対応の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

続きまして（３）、函館中央三菱自動車販売株式会社および三菱自動車工業株式会社との災害時における自動車等の対応、および電力供給の協力等に関する協定となりますが、八雲

町内で大規模災害が発生した場合、車両手配の要請から迅速に車両提供を受けることが可能となります。車両による物資の運搬のみならず、避難所や拠点施設への電源としても活用でき、ガソリン満タン時で一般家庭 10 日程度の電力供給が可能とのことです。

また、防災訓練や防災イベントなど、平時からの相互協力も協定書に盛り込みまして、防災訓練などにも電動車両を活用した訓練も盛り込んでまいりたいと勘案しております。

昨今の自動車技術の開発にも注視し、他の販売会社や自動車メーカーにも、災害時の連携協定を働きかけてまいりたいと考えております。ここまで説明させていただきました、3 件の協定締結は本年 8 月末までの協定を目指しまして、関係各位と調整しておりますので、お含みおきをお願いいたします。

最後になりますが、(4) DCM 株式会社との応急生活物資に関する協定となります。食料品や日用品など、物資の供給を受けることが可能となる旨であります。平時から町民の皆様にも店頭等で非常持ち出しの啓発や店舗での八雲町の災害備蓄品の展示などを行うことにも、より一層取り組んでまいりたいと考えております。

こちらの DCM 株式会社様との協定につきましては、締結日などは現在調整中ではありますが、年内での協定締結を目指してまいりたいと考えております。

結びとしまして、災害発生時に迅速かつ効果的な対応を行うため、自治体や企業のほか、ボランティア団体等が連携しまして、事前に協力関係を広げていくことも重要と勘案しております。

これらの協定のほかに、航空自衛隊八雲分屯基地との包括連携協定の締結を調整しております。災害時の相互連携の内容を詰めている段階でございます。これと並行しまして、すでに締結している協定につきましても、担当者との連絡体制や協定内容の確認、訓練などを通じて、実効性のある協定にしてまいりたいと勘案しておりますので、よろしく願いいたします。以上で危機対策課からの説明を終わります。よろしく願い致します。

○副委員長（牧野 仁君） ありがとうございます。それでは、今ご説明ありました、災害時連携協定締結の説明が終わりました。これについて、皆さんからのご質問等ございませんでしょうか。

○委員（倉地清子君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） (3) についてお話を聞かせていただきたいんですけど、電力供給の協力っていうことに関しては、すごくありがたい協定だなと思ってるんですけど、先ほど一般家庭で 10 日分っておっしゃってましたけど、これは想定するのが避難所ということで、協力してもらいながら防災活動とかをしていく上で、これからどれだけ持つのかっていうのを算定していくんでしょうか。

○防災係長（横木潤也君） 委員長、防災係長。

○副委員長（牧野 仁君） 防災係長。

○防災係長（横木潤也君） 倉地委員おっしゃる通り、一般家庭 10 日分っていうのは、あくまで三菱自動車工業がホームページ公式に謳っていることございまして、実際に役場庁舎ですとか、避難所となる施設にどれほどの電力供給ができるかというのを実証して、ど

れほどの電力が例えば2日なのか3日なのか、そういったところも検証してまいりたいな  
と思いますので、今後よろしく願いいたします。

○副委員長（牧野 仁君） よろしいですか。

○委員（倉地清子君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） ほかに。

○委員（三澤公雄君） ちょっと今日の議題とは外れるけど。

○副委員長（牧野 仁君） どうぞ。三澤委員。

○委員（三澤公雄君） この間あった山車行列でさ、保管されている発電機を使ったんだけ  
ど、いくつか発電機にトラブルがあったんだよね。途中で動かなくなるだとか。なんか頼り  
ないなって思っちゃったんだけど、原因とか分かってんだらうか。

○防災係長（横木潤也君） 委員長、防災係長。

○副委員長（牧野 仁君） 防災係長。

○防災係長（横木潤也君） 原因は把握しておりまして、ガソリンのタンクから漏れが1台  
あるっていうのと。

○委員（三澤公雄君） ガソリンが漏れる。おっかねえな。

○防災係長（横木潤也君） というタンク漏れがあったっていうのと、エンジンのおそらくオ  
イル不足かなというところもあって、それで挙動が不安定であったかなと思います。こちら  
の方も点検等に努めてはおりますが、そのあたりもより一層点検ですとかしてまいりたい  
と思いますので、よろしく願いいたします。

○委員（三澤公雄君） ちょっと今日の議題とは外れるけど。

○副委員長（牧野 仁君） どうぞ。三澤委員。

○委員（三澤公雄君） 結局日常的に使うことによって、いざって時の不備が分かるってこ  
となんで、使わないとわからないこともあるかもしれないからね。分かったことを良しとし  
て、努めていきましょう。

○防災係長（横木潤也君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） あと、ほかに。

○委員（大久保建一君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 大久保委員。

○委員（大久保建一君） この協定の話じゃないんですけど、防災っていうことの考え方と  
公共の施設の考え方について、一般質問では何回か出してるんだけど、どうも今の八雲町の  
考え方の中で公共施設を建てるさえ、浸水区域に建てる場合だとか、なんとかっていうのも  
一貫してないんだよね、話が。その都度その都度考えがバラバラで、この時は浸水区域でも  
建てます。この時は浸水区域なら建てれませんかかって、その都度なんか都合のいい答弁に  
しか聞こえてないと俺は感じてるんですよ。

だから、防災の意味でちゃんと一貫した、こういう基準でこういう場合はこうなんですっ  
ていうものを持たないと、これからもずっとそういうあやふやなものが続くような気がす  
るんですよ。

地域会館をどうするのか、消防署はどうするのか。今回だって、アイヌ施設を浸水区域に  
作るわけですよ。

だから、そこら辺のきっちりした考え方っていうのを危機対策課だけでは無理なのかもしれないけど、一貫した何か基準っていうかな、そういうのをちゃんと持たないと、きちんとした防災対策って建てれないと思うんですよ。どうでしょう。

○防災係長（横木潤也君） 委員長。

○副委員長（牧野 仁君） 防災係長。

○防災係長（横木潤也君） 大久保委員がおっしゃっている部分も大変私も課題の認識だとしております。八雲総合病院ですとか、八雲消防本部が浸水区域にあってしまうと、災害拠点の要因ですとかの機能を失ってしまうんじゃないかという懸念は当然持っております。

まず、そういったまちづくり全体のことでとか、都市計画のことも徐々に防災で一貫した基準ですとか、そういったものも庁舎内でいろいろと議論も必要だと思っております。

そういったようなところも、危機対策課のみならず、総務課、政策推進課、建設課などと交えて、そういった今後新たな庁舎、また施設等を作るときも、おおむねの基準をもって展開できるのではないかな、というところもありますので、そういったところもご意見の1つとして承りたいなと思います。よろしく願いいたします。

○委員（大久保健一君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 今回の一般質問の中でうつぶんをこの場で話してるわけじゃないけどね。今回、町長なんか俺提案したんだけど、町長はね、一時避難所は必要ないと内浦町の人たちでも津波想定であれば、太平洋側は40分か1時間ぐらいだよ、確か来るの。

その時に町長は、年寄りでも逃げることは可能ですって言い切ったんだけど、真夜中の例えば冬期歩いて逃げられるかっていったら、現実問題逃げれるわけがないんだよ。だから、一時避難所、絶対対策だからこういうふうには逃げ終わった後食料品だとかさ、そういったことの対策っていうのは、やれることからやってくるっていうのが基本だから分かるんだけど、一時的に命を助けるための手段というのと並行して考えていかなきゃならないと思うんで、そこら辺も八雲町の考え方っていうのははっきりと大きい筋を示して、それに近づけていくってことをしていかないとならないと思うので、ごめんなさいね。当たり散らしているわけではないけど。

だから、そういうこともやってほしいなって思うんだけど、どうですか。

○危機対策課長（田中智貴君） すいません、危機対策課長。

○副委員長（牧野 仁君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） 先ほどご意見いただいたとおり、公共施設の建築建てるというふうな位置付けと、また今度、避難所の指定というふうな部分がまたちょっとそこら辺が違う部分がありまして、そうした中で公共施設を浸水区域に建てる際の構造上の要件とか、それぞれいろいろガイドラインがあるんですけども、それらを踏まえて妥当な立地条件に建設するというふうな協議も今後必要かと思われますので、その辺は課で連携しながら情報を共有しながら検討。

それと私たちの防災視点でも、いろんな意見を伝えていきたいなと思いますので、よろしく願いします。

○委員（大久保健一君） で、一時避難所のことは。

○危機対策課長（田中智貴君） 一時避難所ですか。

○9番（牧野 仁君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） 一時避難所を実態として、昨今の能登半島のこともありまして、冬季の厳冬期だったり、高齢者の避難というふうな部分でいえば、なかなか徒歩での避難というのは厳しいところもあるんですけども、そうした中で熊石地域に比べて八雲地域については、比較的想定時間が長いというふうな部分もあるかと思います。

そうした場合、なかなか徒歩での避難が厳しい高齢者の方々についてどうするかというふうな部分をできるだけ早めの早期避難を徹底させるというふうな部分と、避難のルールというふうな部分でハード的な対策もあるんですけども、まずはソフト的な部分で、できるだけ早期避難というふうな部分と避難ルール。

例えば徒歩で逃げるとか、要支援車は自動車で逃げるというふうな可能性も、これから地域の町内会やその方々と協議していかなきゃないというふうなかたちで考えております。

○委員（大久保健一君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 今はそんな感じで答弁しかできねえと思うけどさ。

○委員（三澤公雄君） 大久保委員も一般質問やったこともわかると思うけど、病院とか消防なんかはさ、当時のいわゆるハザードマップがまだ整備されていなかったし、津波なんてのは夢物語みたいに噴火湾側では思ってたしね。

だから、なんていうかぶれない統一基準を作るべきだっていうのは、もっともだと思うんだけど、その都度議論して、今の委員会のあり方もいいと思うんだけど、もっともって我々議会も現状を把握し、町民を巻き込んで公開の議論していくとかしてね。その時生きている人たちが納得できる答えを作っていくっていう、絶対的なルールを1つ作って、それを守っていれば大丈夫だっていうのはそれは理想だけれども、なかなかそれと現実って合わないんじゃないかなと思うんですよね。

だから課長がおっしゃったようにね、しっかり状況把握と議論していくしか方法はないのかなと思うんで、これからの一時避難所の建て方も問題提起としては大久保さんの意見も分かるんだけど、じゃあ一時避難所にどこまで設備をするのが冬に行っても大丈夫なように保温だとか暖房だとかとかやっていけば、きりもないんで。

そういう意味では、合理性の塊の岩村町長みたいに、なんも歩いて安全なところに行けばいいんだっていうことも1つの答えだとも思ったりもするけどもさ。その時その時に関わる人たちで必要な議論をしていくっていうことを心がけていくようにするしか、今は答えがないんじゃないかなと思うんだけどね。揺るぎないよ、ルールってのは。

○委員（大久保健一君） それは俺に答弁してるの。

○委員（三澤公雄君） いやいや、委員会の1つの意見としてあげてもさ、それが委員会の代表の意見として思われても困るなと思ったんで、僕もちょっと反対側っていうわけじゃないけど。

○委員（大久保健一君） そう思っていない委員もいるよって伝えたいってこと。

○委員（三澤公雄君） いるよっていう意味で伝えたかったということ。思っていないというわけだよ。共感はあるけども、1つの揺るがないルールっていうのは難しいんじゃないかなっていう意味で。

○危機対策課長（田中智貴君） すみません、危機対策課長。

○副委員長（牧野 仁君） 危機対策課長。

○危機対策課長（田中智貴君） 今の三澤委員の意見もありますけど、そういった部分で防災面というふうな機能的な部分のほかに、例えば集会施設だったり、そういう公共施設において、地域の住民の利便性というふうな部分も、地域の声としては近い方にあった方がいいとか、そういった部分もあるので、そこは皆さんで議論する部分が必要なのかなと実感しているところでございます。

○委員（三澤公雄君） 圧倒的に普通の日常の方が多いと思われるからね。分かります。

○副委員長（牧野 仁君） あと、他にございませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○副委員長（牧野 仁君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） （1）の北海道駒ヶ岳噴火の災害のことについてですけど、課長は防災士としても持ってて、いろんなネットワークの中で活動して参加されてるなっていう中で、この協定に結びついたのかなっていうふうに勝手に想像してるんですけども、休みの中もね、返上して行ってもらって、勉強してもらってっていう感じだと思うんですけど、八雲町は今回この協定を結びましたけれども、道南でこれからはネットワークを広げていって、みんな協力していくことがやっぱり理想だとは思ってるんですけど、この森町に対して八雲町が初めてで協定したんでしょうか。その他の地域もされているのかっていうのが分かれば教えてほしいです。

○防災係長（横木潤也君） 委員長。

○副委員長（牧野 仁君） 防災係長。

○防災係長（横木潤也君） 森町におかれましては、おそらくというか確認はとってないんですけども、初めてのことかなと思います。森町の北部の住民の方を八雲町ないし長万部町ですとか、檜山北部の方に担いたいという森町さんのお考えもありまして、そういったことがあるかと思います。

それで、森町、鹿部町、七飯町といった形で、このあたりでは北海道が入りまして、駒ヶ岳の災害に関しての協議会も立ち上がっているんですけども、七飯の方でしたら（聞き取り不能）っていうようなイメージもあるので、そういった取り組みが波及していけばいいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副委員長（牧野 仁君） あと他に、ございませんか。

（「はい」という声あり）

○副委員長（牧野 仁君） なければ、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。5分休憩します。

【危機対策課職員退室】

休憩  
再開

【新幹線公共交通課入室】

○副委員長（牧野 仁君） それでは、再開いたします。

報告事項、最後の地域公共交通の路線変更について、新幹線公共交通課からご説明をお願いします。

○新幹線公共交通課参事（戸田 淳君） 委員長、新幹線公共交通参事。

○副委員長（牧野 仁君） 新幹線公共交通参事。

○新幹線公共交通課参事（戸田 淳君） 初めに報告事項の1の地域公共交通の路線変更などについて、ご報告をいたします。

はじめに、表紙の裏側資料1をご覧ください。檜山海岸線の路線時刻表の変更についてあります。せたな町太田地区と熊石地域間を運行している檜山海岸線予約バスですが、現在地図の左側にある青印の位置に熊石国保病院が今度8月から、右側の赤印の位置に移転することから現在の終点であります。熊石バス停から約2キロほど遠くなり、太田地区や関内方面の方が檜山海岸線やバスで通院することが難しくなるため、一部の便について時刻表等を変更するものです。

具体的には、月曜日から土曜日まで一日6便運航しておりますけれども、資料の上段にあります、2便と3便について、上りについては国保病院を終点にしまして、下りについては国保病院を規定に変更するというものです。また、それに伴って時刻表も変更するということでもあります。日曜日祝日については、国保病院の運行はありませんので、変更等ございません。

次に資料の2をご覧ください。熊石・八雲間の予約バスの運賃表の変更についてであります。熊石・八雲間を運行する予約バスについて、熊石エリア内のみの利用、いわゆる熊石で乗って熊石で降りるについては、運行開始以来一回しか利用実績がありませんでしたので、令和7年8月1日から八雲エリア内と同様に熊石エリア内のみの乗降利用をなくすることとし、その運賃を廃止するものであります。

上段の運賃表ですが、変更前は乗車エリア、降車エリアともに、熊石エリアの場合は200円という運賃を設定していますが、右側の変更後についてはその運賃を廃止をしております。なお、当該バス路運行については、国のフィーダー補助を受けておりますので、運賃鑑定につきまして活性化法定協議会の合意が必要なことから、6月27日に開催しました、八雲町地域公共交通活性化協議会に議案を決定し、合意済みであります。

次に資料3をご覧ください。快速せたな号の廃止についてであります。先月、北海道新聞の朝刊で報道されておりましたが、函館バスが独自に運行している快速せたな号について、令和7年10月1日より廃止し、代替交通としてせたな・八雲間の路線バスを新たに新設するものであります。

現在の運行状況は、資料左上赤線のせたな線はせたなから今金を経由して、長万部間までの7往復。青線の快速せたな号はせたなから今金・八雲を經由し、函館までの一往復。紫色の函館・長万部線は長万部から八雲經由し、函館までの4往復であります。

課題として、せたな線は輸送量が少ないこととせたな・今金から長万部までの利用がほとんどないこと。また、快速せたな号も輸送量は少なく、補助対象路線ではないため、函館バスが赤字を全額負担していたため、路線再編の検討を行ったもので、10月からの再編後は、資料右側赤線のせたな線については1便減少の6往復に。青線の快速せたな号は廃止となりますが、今金養護学校の生徒が週末帰省で利用するほか、せたな・今金から函館方面への代替交通が必要なことから、緑色のせたなから今金を經由し、八雲までの3往復を新設し、八雲から乗り継ぎで函館までの交通を確保しようとするものであります。

時刻表はまだ決まっておりませんが、八雲市街地の停留所はせたな方面から来た場合、ラルズ前、八雲駅前、ホームックとマックスバリュの間、終点が総合病院となる予定であります。

また、運行実績がありませんので、輸送量にかかわらず2年間は地域間幹線系統として、国と道の補助での運行が可能であります。補助要件を維持できるよう、函館バスや北海道沿線自治体が連携して利用促進に取り組む予定であります。

また、運行後は利用状況の調査を行い、輸送量が少なかった場合については今後、代替交通についても関係自治体と検討することとしております。

以上で、報告資料についての説明は終わりますが、現在検討を進めております。八雲地域の新たな交通モードについて資料はございませんけれども、進捗状況についてご報告いたします。

4月に地域公共交通活性化協議会の第一回を開催し、まず協議会の中に調査検討を行うための部会を設置する改正等について承認をいただきました。部会は協議会委員のうち、運航事業者や各地区の町民と運輸局の職員で構成しまして、第一回目の部会を6月17日に開催いたしました。

第一回では、八雲町の地域公共交通の現状や、昨年度実施した町民案件の結果などを部会内で共有。また、今後の取り組み案として、黒岩方面の北部地区と落部方面の南部地区の地域交通の拡充や市街地内の地域交通の拡充の2つについて検討することを確認したところです。

部会からの意見としては、郡部から市街地へと段階的に進めるのも1つの案ではないか、函館バスのダイヤ等への配慮や既存交通との接続による利便性の確保、高齢者など一部の住民はバス停まで歩くこと自体が負担。自宅近くまで来る予約バスが週2日でもあれば大きな助け、市街地も高齢化が進み、公共交通の役割が重要などの意見が出され、6月27日の第2回協議会で報告したところです。

今後については、より具体的な運行方法等について部会で議論しながら、令和8年度の運行開始に向けて取り組んでいくこととしております。以上で報告を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○副委員長（牧野 仁君） ただいま地域公共交通の路線変更などについて説明ありましたが、これについて皆さんからご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

- 副委員長(牧野 仁君) ないようなのでこれで締めます。ありがとうございます。  
今後とも、よろしく願いいたします。来年楽しみにしています。

**【新幹線公共交通課退室】**

- 副委員長(牧野 仁君) 今日、所管の報告はこれで終わりました。協議に入りたいと思います。これについて、何かありませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

- 副委員長(牧野 仁君) ないということで、今日の総務委員会はこれで終了いたします。ご苦労様です。

**◎その他**

- 議会事務局次長(藤原悟史君) 次回の常任委員会なんですけども、通常第2週の木曜日なんですけども14日はお盆と重なるということで、次回8月7日の木曜日10時からということで予定とさせていただきたいんですが。

- 委員(大久保健一君) お盆でもいいよ、別に。

- 副委員長(牧野 仁君) ダメダメダメ。

- 議会事務局次長(藤原悟史君) ちょっと早いんですけど、8月7日ということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

- 議会事務局次長(藤原悟史君) よろしくお願ひします。

- 副委員長(牧野 仁君) じゃあ、次は8月7日よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

[閉会 午前 11時14分]